

## 新年明けましておめでとうございます

——2010 年は皆様にとって、素晴らしい一年でありますよう——

中国專利代理（香港）有限公司はニュースレターを通じて、最新の中国現地知財動向並びに知財全般に関する情報をタイムリーに皆様へお届けします。

### 今回の内容

#### 【専利権侵害訴訟の審理における法律適用】 公布

2010 年 1 月 1 日より施行

1. 上記司法解釈についての概要紹介
2. 上記司法解釈条文の日本語全文訳

#### 1. 最新司法解釈の概要速報

中国最高人民法院(最高裁)は、2009 年 12 月 28 日に「専利権侵害訴訟の審理における法律適用についての解釈」を公布し、2010 年 1 月 1 日より施行となる。この司法解釈は 6 月 18 日に意見募集案が公表され、パブリックコメントを募った経緯があり、その際に、国内外から大きな関心が寄せられた。

以下、今回公布した本司法解釈を制定の背景を少し踏まえた上で、ポイントを解説する。

##### 1) 制定の背景

中国は 1985 年専利制度(特許、実用新案、意匠)を設けてから、模索しながら専利権の侵害訴訟の審理実務を積み重ねて来た。全国では、侵害訴訟管轄権のある法院(裁判所)は中級(地裁に相当)70ヶ所、上級(高裁に相当)30ヶ所以上もある。しかし、近年専利権侵害訴訟の数は急増するに伴い、事件も大型かつ複雑となりつつある。今の裁判所と専利法の法体系では、細かく規定していない条項、明文化されていないものや解釈が分かれるものなどで、対処しきれっていない。極端な場合、同一又は類似の事件で、異なる管轄法院では、違う審判結果が出てくる可能性もある。

そこで、中国最高裁は改善策として、司法解釈を公布することで、現行法律条文を細かく解釈・規定し、それをもって各地方の専利裁判実務を指導し、規範化を図っている。今回も第三次専利法の改正に合わせて、新たに司法解釈を公布した。

##### 2) 意見募集案からの変更点

意見募集段階、国内外から大きな関心が寄せられたようで、今回の正式公布で意見募集案からの主な変更点をすこし紹介する。

## 2-1) 削除された内容

- ・ 専利権にかかる製品を組み立てる行為と、意匠にかかる包装物を回収し同様な商品に再利用される行為は「製造」行為に該当との条項が削除された。
- ・ 技術規格と関係ある条項(意見募集案第 20 条)が削除された。
- ・ 間接侵害条項(意見募集案第 16 条)が削除された。
- ・ 出願公開された発明特許の使用料請求は、権利侵害訴訟規定を準用するとの条項が削除された。

## 2-2) 追加された内容

- ・ 侵害行為は 2009 年 10 月 1 日を跨る場合、改正前と改正後専利法とも損害賠償責任が認められた場合は、賠償金は改正後の専利法を適用。

## 3) 注目すべき内容

### 3-1) 機能的表現の請求項保護範囲の解釈

本司法解釈の第 4 条には、機能的表現の技術的特徴の解釈は、明細書及び図面に記載された実施例及び類似な実施例を参酌すべきとし、機能的表現の解釈基準を明確にした。

### 3-2) 賠償額算定時の貢献度考慮を明記

本司法解釈の 16 条には、賠償額算定時には、他の権利(他の専利権、商標権など)によって生み出された利益の部分は除外すべき、また、部品は部品本体価格と全体への貢献度を考慮すべきと明記し、賠償額算定の基準をより明確化とした。

### 3-3) 非侵害確認訴訟の受理要件を明文化

本司法解釈の 18 条には、非侵害確認訴訟の提訴要件「被警告者の書面による訴権行使要求」が明文化され、受理要件を明確にした。

## 2. 司法解釈条文の日本語訳

別紙添付の和訳をご参照ください。詳細なコメントが必要な場合は遠慮なくご連絡下さい。

### -----お問い合わせ先-----

本ニュースレターまたは弊所について、ご質問、感想並びにご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせくださいませ。

問い合わせ先:

中国專利代理（香港）有限公司 China Patent Agent (H.K.) Ltd.

香港 灣仔 港灣道 23 号 鷹君中心 22F

TEL: (852)2828-4688 (代表) FAX: (852)2827-1018 [mail@cpahkltd.com](mailto:mail@cpahkltd.com)

本ニュースレターは情報提供のみを目的とし最新の情報に基づき作成したもので、弊所の正式な法律意見ではないため、予めご了承願います。

Hong Kong Beijing Shenzhen Shanghai New York Tokyo Munich

## 最高人民法院による専利権侵害訴訟の審理における法律適用についての解釈

(2009年12月21日最高人民法院裁判委員会第1480回会議通過)

法積(2009)21号

### 中華人民共和国最高人民法院公告

「最高人民法院による専利権侵害訴訟の審理における法律適用についての解釈」は、既に2009年12月21日最高人民法院裁判委員会第1480回会議にて通過したので、ここに公布し、2010年1月1日より施行する。

2009年12月28日

専利権侵害訴訟案件の正確な審理のため、「中華人民共和国専利法」及び「中華人民共和国民事訴訟法」等の関連法律規定に基づき、裁判実務を踏まえて、本解釈を制定する。

**第一条【訴求請求項】** 人民法院は権利者が主張する請求項に基づき、専利法第59条第1項の規定により専利権の保護範囲を認定しなければならない。権利者が第一審の法廷弁論終了前に、主張した請求項の変更を請求した場合、人民法院はこれを認めなければならない。

権利者が従属請求項で専利権保護範囲の確定を主張した場合、人民法院は、当該従属請求項に記載された付加的な技術的特徴と、当該従属請求項が引用する請求項に記載された技術的特徴とを合わせて専利権の保護範囲を認定しなければならない。

**第二条【請求項解釈】** 人民法院は、請求項の記載内容に基づき、当業者が明細書及び図面を読んで理解した請求項の内容と合せて、専利法第59条第1項で規定される請求項の内容を認定しなければならない。

**第三条【請求項解釈】** 人民法院は、明細書及び図面、権利請求の範囲に記載された他の関連請求項、並びに特許審査の包袋を用いて、請求項を解釈することができる。請求項の用語について、明細書に特別な定義がある場合、当該特別な定義に従うものとする。

上記方法によっても、請求項の意味を解釈できない場合は、辞典類や教科書などの公知文

献及び当業者による通常理解の内容をもって、解釈を行うことができる。

**第四条【機能的表現】** 請求項において、機能的または効果的表現により技術的特徴が記載される場合、人民法院は明細書および図面に記載された当該機能的又は当該効果的記載の具体的な実施形態およびそれらと均等な実施形態に基づき、当該技術的特徴の内容を認定しなければならない。

**第五条【保護範囲】** 明細書または図面のみにて開示され、権利請求の範囲に記載されていない技術案について、権利者が専利侵害訴訟において、専利権の保護範囲に当該技術案が含まれると主張した場合、人民法院はこれを支持しない。

**第六条【禁反言】** 専利権付与または無効審判手続において、専利出願人、専利権者が請求項、明細書に対し補正又は陳述を行うことにより放棄した技術案について、権利者が専利権侵害訴訟において、専利権の保護範囲に該放棄された技術案が含まれることを主張した場合、人民法院はこれを支持しない。

**第七条【保護範囲の認定】** 人民法院は、被疑侵害技術案が専利権の保護範囲に属するか否かを判断する際、権利者が主張する請求項に記載されている全ての技術的特徴を審理すべきである。

被疑侵害技術案には請求項に記載されている全ての技術的特徴と同一又は均等の技術的特徴が含まれる場合、人民法院は、これが専利権の保護範囲に属すると認定しなければならない。被疑侵害技術案の技術的特徴は、請求項に記載されている全ての技術的特徴に比べて、請求項に記載されている技術的特徴を一以上欠けている場合、または一以上の技術的特徴が同一でも均等でもない場合、人民法院は、これが専利権の保護範囲に属しないと認定しなければならない。

**第八条【意匠権侵害】** 意匠権にかかる製品と同一又は類似分類の製品が、登録意匠と同一又は類似の意匠を用いる場合、人民法院は被疑侵害品が専利法第 59 条第 2 項に規定される意匠権の保護範囲に属すると認定しなければならない。

**第九条【認定基準】** 人民法院は、意匠権にかかる製品の用途をもって、製品の分類が同一又は類似であるか否かを認定しなければならない。製品の用途を決める際、意匠の簡単な説明、国際意匠分類表、製品の機能及び製品の販売状況、実際の使用状況などの要素を考慮す

ることができる。

**第十条【認定基準】** 人民法院は、意匠の同一又は類似について判断する際は、意匠権にかかる製品への一般消費者の知識水準及び認知能力を基準としなければならない。

**第十一条【認定基準】** 人民法院は意匠の同一または類似について判断する際、登録意匠権、被疑侵害意匠のデザインの特徴に基づき、意匠の全体的な視覚的効果を踏まえて総合的に判断しなければならない。主に技術的機能によって決められるデザインの特徴、及び全体的な視覚的効果に影響を及ぼさない製品の材料、内部構造などの特徴は、考慮すべきものではない。

以下のことは、一般的には意匠の全体的な視覚的効果より、影響力を有するとみなされる。

- (イ) 他の部位に比べて、製品が通常使用される際に容易に直接観察される部位は、より影響力を有する；
- (ロ) 登録意匠の他のデザインの特徴に比べて、従来ある意匠と異なる登録意匠のデザインの特徴の方は、より影響力を有する。

被疑侵害意匠が登録意匠に比べて、全体的な視覚的効果において相違がない場合、人民法院は、両者が同一のものであると認定しなければならない。全体的な視覚的効果について実質的な相違がない場合、両者が類似のものであると認定しなければならない。

**第十二条【部品による侵害】** 発明特許権または実用新案権を侵害するものを部品として、他の製品を製造した場合、人民法院は専利法第 11 条に規定される「使用行為」に該当すると認定しなければならない。当該他の製品を販売した場合、人民法院は専利法第 11 条に規定される「販売行為」に該当すると認定しなければならない。

意匠権を侵害するものを部品として、他の製品を製造しかつ販売した場合、人民法院は専利法第 11 条に規定される「販売行為」に該当すると認定しなければならない。但し、意匠権を侵害したものは、当該他の製品にて技術的機能のみを有する場合は、この限りではない。

前二項に規定された場合に、被訴侵害者の間で役割分担が存在する場合、人民法院はこれを「共同権利侵害」と認定しなければならない。

**第十三条【方法の保護】** 特許方法を使用して得た一次製品については、人民法院は専利法

第 11 条記載の「特許方法により直接得られた製品」に該当すると認定しなければならない。

当該一次製品をさらに加工、処理し、次の製品を得る行為について、人民法院は専利法第 11 条規定の「当該特許方法により直接得られた製品の使用」に該当すると認定しなければならない。

**第十四条【公知技術抗弁】** 特許権の保護範囲に属するとして、提訴された技術案の全ての技術的特徴が、ある従来技術案の対応技術的特徴と同一または実質的な相違がない場合、人民法院は被疑侵害者が実施した技術が専利法第 62 条規定の「従来技術」に属すると認定しなければならない。

被疑侵害意匠は、ある従来の意匠と同一または実質的な相違がない場合、人民法院は、被疑侵害者が実施した意匠が専利法第 62 条規定「従来意匠」に属すると認定しなければならない。

**第十五条【先使用权】** 被疑侵害者が違法に得た技術またはデザインにより、先使用权を主張した場合、人民法院はこれを支持しない。

下記のいずれかにあてはまる場合、人民法院は専利法第 69 条第 2 項規定の「既に製造、使用に必要な準備をした」と認定しなければならない。

- (イ) 発明創造の実施に必要な主要技術設計図または技術文書は完成済み；
- (ロ) 発明創造の実施に必要な主要設備または原材料を製造または購入済み。

特許法第 69 条第 2 項規定の「もとの範囲」とは、特許出願日以前に既に所有の生産規模及び既存の生産設備又は既存の生産準備で達成可能な生産規模を指す。

先使用权者が特許出願日後、既に実施又は実施に必要な準備をした技術またはデザインについて、譲渡または他人に実施許諾をし、且つ被疑侵害者が当該実施行為はもとの範囲内で継続的に実施されたものであると主張した場合、人民法院はこれを支持しない。但し、当該技術またはデザインがもとの企業とともに譲渡または承継された場合は、この限りではない。

**第十六条【賠償額算定】** 人民法院が、専利法第 65 条第 1 項に基づいて被疑侵害者が権利侵害により得た利益を確定する場合、被疑侵害者が特許権侵害行為そのものによって得た利益に限らなければならない。他の要素によってもたらした利益は、合理的に除くべきである。

発明、実用新案特許権の侵害にかかるものが、他の製品の部品である場合、人民法院は当該部品自身の価値及びその最終製品利益への貢献度などの要素に基づき、合理的に賠償額を確定しなければならない。

意匠特許権の侵害にかかる製品が包装物の場合、人民法院は包装物自身の価値及び包装された製品利益への貢献度などの要素に基づき、合理的に賠償額を確定しなければならない。

**第十七条【新規物の認定】** 製品又は製品を製造するための技術案は、出願日前に既に国内外の公衆に知られる場合、人民法院は、当該製品が専利法第 61 条第 1 項規定の新規物に属しないと認定しなければならない。

**第十八条【非侵害確認訴訟の受理要件】** 権利者が他人に対して専利権侵害警告を発送し、警告を受けた者又は利害関係人が書面で権利者に訴権を行使するよう催告し、権利者が当該催告文書を受け取った日から 1 ヶ月以内に、又は当該書面の催告の発送より 2 ヶ月以内に警告の撤回も訴訟の提起もしない場合、警告を受けた者又は利害関係人が人民法院に対して、その行為が専利権を侵害するものではないとして非侵害確認訴訟を提起した場合、人民法院はこれを受理しなければならない。

**第十九条【経過措置及び賠償額特例】** 被疑侵害行為が 2009 年 10 月 1 日以前に発生した場合、人民法院は改正前の特許法を適用する。2009 年 10 月 1 日以後に発生した場合、人民法院は改正後の特許法を適用する。

被訴侵害行為は、2009 年 10 月 1 日以前に発生し、かつ 2009 年 10 月 1 日以後に持続した場合、改正前及び改正後の特許法の規定により、権利侵害者は、何れも賠償責任を負うべきな場合、人民法院は、改正後の特許法により賠償額を確定すべきである。

**第二十条【効力】** これ迄、本法院が公布した関連司法解釈は、本解釈と一致しない場合、本解釈を基準とする。